

会 議 記 録

会 議 名 称	令和2年度第3回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和2年12月24日(木) 午前10時00分～午前10時52分	
場 所	中棟5階 第3・第4委員会室	
出 席 者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、営繕課長、経理課長、地域施設担当課長、土木管理課長、土木計画課長、契約統括係長、契約担当係長、契約担当係職員
傍 聴 者	5名	
配 布 資 料	資料1 答申書(案) 参考資料	
会 議 次 第	1 開会 2 議事 ○労働報酬下限額の設定について ア 工事又は製造の請負契約 イ 上記ア以外の請負契約並びに業務委託 ウ 指定管理協定 3 閉会	

○会長 定刻となりましたので、これより第3回公契約審議会を開会したいと存じます。委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に定足数の確認でございますが、全委員ご出席でございますので、本審議会が公契約条例第18条に基づく定足数に達していることを確認し、またご報告申し上げます。

さて、本日でございますが、工事又は製造の請負契約の熟練労働者・一人親方と見習い・手元等の労働者の労働報酬下限額と業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額を決定していきたいと存じます。

審議に入る前に、事務局から報告事項があればお願いしたいと存じます。

○経理課長 それでは、特別区人事委員会の給与等に関する報告がございます。参考資料1ページの1の(2)をご覧くださいよろしいでしょうか。

12月3日に特別区人事委員会から、特別区職員の給与等につきまして、民間事業者の給与との格差につきましては僅少であると、月例給の改定は行わないことが適当との報告がございました。

その後、区といたしましては、職員組合との交渉を行いまして、区職員の月例給の改定は行わないこととなりました。

次に、先行自治体の令和3年度の労働報酬下限額の検討状況につきまして、報告をさせていただきます。

この調査につきましては、事務局が電話により自治体の担当者に聞き取りを行ったものでございます。

審議会が開催されている自治体におきましては、あくまでも現在の時点ということでございますが、令和2年度に決定をした労働報酬下限額と同額とするという方向で、審議がされているということでございました。

また、次のページになりますが、参考として、国が公表している軽作業員の定義について記載をさせていただきました。後ほどご確認を頂けたらと存じます。事務局からは以上でございます。

○会長 事務局から区職員に関する給与等の月例給につきまして、改定がなかったとご報告がございました。このことを踏まえて、労働報酬下限額の設定について審議をしてみたいと思います。

それでは、次第の議事に入りたいと思います。答申案をベースとしながら審議を行い、区に答申する労働報酬下限額を決定していきたいと思います。

まず、工事又は製造の請負契約のうち、熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額でございますが、東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価の1時間当たりの単価の90%とするという方向になっておりますが、このことについて、何かご意見はございますか。

(なし)

○会長 それでは、読んで確認をしておきたいと思います。

「令和3年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である」と、このように決定させていただきたいと存じます。

続きまして、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工の4職種については、答申案に記載しているように、それぞれの単価を算出して、その単価の1時間当たりの単価の90%を労働報酬下限額とするというご提案になりますが、この点についてご意見ございますか。

(なし)

○会長 ご意見がないようですので、この点も読んで確認をしたいと思います。

「東京都における公共工事設計労務単価が設定されていないタイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工の4職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である」よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

それでは、見習い・手元等の労働者の労働報酬下限につきましては、前回の審議会において、1時間当たりの単価を1,250円から1,300円という幅を持たせて、仮置きをさせていただいており、特別区職員の給与等の勧告内容を踏まえて答申内容を決定することになります。

この点について、事務局の報告を踏まえまして、改めてご審議をしたいと思っております。

お一人ずつご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、委員から順番にお願いしたいと存じます。

○委員 今年の10月、11月にかけて、区内の会員企業2,400社に対しまして、新型コロナウイルスの影響評価のアンケートを取らせていただき、回答件数260件、約1割強のアンケート結果を得ました。その中で、7割の企業が2020年度の業績が悪化すると見込んでおりまして、来年度も悪化が続くと回答した企業が45%となっております。

当然、飲食業や卸売業など、短期的な収益影響が強い会社については、90%、80%と非常に悪化の程度が強い状況ですが、建設業においては、今年度も悪化見込みというところが52%となっており、来年度に向けても悪化が続くと見込んでいる企業が48%となっております。ほかの産業に比べると、新型コロナウイルスの影響が始まる前に手持ち工事があった分が、今年度末にかけて終わってくるという中で、コロナウイルスの影響が経営に出てくるのがやはり来年度以降であろうと見込んでいる会社の方が多いという状況となっております。

事業者としても非常に厳しい状況になり、コスト要件も厳しくなることも考えますと、1,250円から1,300円の幅であるとはいえ、1,250円にしていただけないかというのが、私ども事業者団体からの第一の意見でございます。

○委員 1時間当たりの単価を1,250円から1,300円ということなので、低めの数字のほうが良いと思います。

○委員 私は、1,250円が相当と考えます。

理由を述べさせていただきますと、他の自治体の下限額の平均額を取りますと1,210円ぐらいになるというのが、まず一つあります。

それと単に金額の比較ではありますが、他の自治体がどのような根拠で見習い・手元工の労働報酬下限額を設定しているかという点、公共工事設計労務単価に7割掛けをして定めていますが、私としましては、そのような形を取らないほうが良いと考えております。

理由を述べますと、この公共工事設計労務単価というのは、正規の技術を

持っている労働者の方を基準に金額を設定していますので、見習い・手元工は想定していないというふうに考えられると思います。この公共工事設計労務単価を7割掛けするのは、ちょっと違うのかなと考えております。

2点目が、前回、1日1万円というざっくりした形で、それを時給換算した1,250円になったと思いますが、私はこの1日1万円の法令上の根拠をご教示いただけないかと考えております。

理由としましては、東京都の最低賃金が1,013円と定められている中、1,250円と1,013円と幅が離れているわけですね。この幅がどのような根拠になっているのかを、知りたいと考えております。最低賃金自体に労働者の最低限の生活という趣旨が入っておりまして、それで1,013円と決まっていますが、これに加えて、金額を高めているという部分の根拠を確認したいと考えております。

○会長 はい。ありがとうございました。

前回、日給1万円というご議論が出たかと思いますが、この根拠を確認したいというご発言がございました。

大変恐縮ですが、日給1万円というのが妥当であるのご発言を頂戴した委員にその点も含めてご意見を頂戴できればと存じます。

○委員 前回、最賃議論に引っ張られる可能性があるということで発言をさせていただきましたが、求人を鑑みたときに、建設業で1,200円下るものはないというところですか。上を見れば1,300円、1,400円もあり、スーパーの求人を見ても、高井戸のサミットでも1,288円という金額が出ております。スーパーやコンビニより安いということが建設業としてあり得るのでしょうか。

また、1,250円から1,300円でも実は安いと思っております。新宿区ですと軽作業員の70%、足立区でも77%という形で、金額を計算すると、1,300円を超えてくるような金額になります。

実際に、建設の軽作業員の公共工事設計労務単価は1万5,400円です。軽作業員の方は、資料にもありましたが、軽易な清掃または後片づけ、草むしり、散水、現場内の小規模な運搬、その他各作業において、主として人力による軽易な作業、補助作業を行うものです。

未熟練といたしましても、現場に入ると既に軽作業員なわけですから、そこのご

理解を皆さんもう一度考えていただきたいと思います。

現場に入った時点で軽作業員となりますので、その金額をもらえてもいいのではないかと考えておりますので、1,300円が妥当と思います。

○委員 労働者の代表という立場から言うのであれば、生活という視点で言えば、この1,250円は、決して高くはない金額というイメージを持っております。確かに、最賃よりは上というところがありますが、あくまでも最低の賃金であって、それが生活保障をするものではないというところからすると、1,250円から1,300円という幅の中で決めるのであれば、1,300円という金額というのは、生活する上では妥当ではないのかなというふうに考えております。

○会長 ご意見が二つに分かれているという状態かと思います。月1万円ということにつきましては、要するに実勢価格のうちでも最低その程度はあるということ、いわゆる市場賃金だと思いますが、少なくとも杉並区におきましては1,013円よりは少し高い水準で市場が動いているというご説明であったかというふうに思います。そういうことであれば、一応1万円ということについてもきちんとした説明がつくのではないかと思います。

現状のところでは、ご意見の対立がございますので、もう少し審議を進めていきたいと思いますが、私が今まとめたようなところで、何か漏れている視点はございますか。

○委員 今、サミットの事例のお話が出ましたが、実際にどういう求人が1,200円という求人でしょうか。

○委員 申し訳ありません、セブンイレブンの杉並高井戸西店でアルバイト・パートということで、時給1,288円以上、プラス交通費という形で書いてあります。

○会長 先ほどの根拠について、要するに他業種も含めて生活の保障などの観点と、それから市場賃金ということですね。

そういう意味では、スーパーやコンビニの賃金というのは、その地域の実勢賃金という点でご説明があったと思っています。これ以上、深掘りをするつもりはありませんが、もしご意見がございましたら。

○委員 おっしゃる1,288円を調べたところ、深夜帯の賃金ですね。いわゆる日

給帯では1,060円とか1,030円という記載がございますので、一概にコンビニエンスストアの深夜帯というものと比較するのが実勢にかなっているかなという、私はそうは思えません。

○会長 分かりました。もちろんそれは深夜2割5分増しです。そういう情報が今なかったのを私申し上げましたが、その点いかがですか。

○委員 確かに「深夜手当を含む」とは書いてありますけれども、スーパーと同じ金額で建設がよろしいでしょうか。

○会長 ご質問したのは、その1万円という根拠で、それが深夜手当を含むということになりますと、先ほどのご説明は、ややいささか崩れるのではないかと思います。現実とずれているというのは、まずいですから、先ほどの点は審議からも除外したほうが良いと思います。

その上で、再度、1万円ということについてお答えいただき、建設のことを入れていただいて結構でございます。最終的にはそこで決めていくということになります。いかがでしょうか。

○委員 コロナの関係で、いろんな業界が苦しんできたのは確かだと思います。コロナで仕事が減っているという話も組合員さんからも伺います。

来年、公共工事設計労務単価が下がりますか、区のほうで計算をされる積算に使うものが下がるのでしょうか、そこは担保されて、しっかり区のほうは積算をして払っていただけるものだと思います。来年の話をするわけですが、しっかりそこは何のための公契約なのかと。

世界が持続可能なSDGsとなっていまして、建設も当然そのようになっていくはずですが、日本人の新入社員が入ってこないというのは、やはり、金額が安いと入ってこないですね。当然。そこをちゃんと継続可能な、建設を引き継いでいただく方をつくるというところでも、公契約は意味をなすものだと思います。私としては、しっかり払っていただきたい。

無理に払えないものを払っていただきたいと言っているわけではなくて、ちゃんとしたところで払っていただきたいと思っております。

○会長 公契約の意義はおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、議論を拡散しないために整理したいと思います。1,250円から1,300円の枠の中で、今、議論しているわけございまして、ご意見された1,250

円というのは、1万円を8時間で割った時間単価ということであったわけですが、最賃と比べるとやや高めに設定になるので、その点をどう考えるのかということだったと思います。

大体1,250円というのは、あるいは1,250円から1,300円というのは、許容できる範囲ということで、1万円というのは生活実態から考えて、もちろん十分とは言えないかもしれませんが、おおよそ今おっしゃった意味での持続可能性ある、一応の生活保障ができるものであろうという想定として1万円というのを出されたのかなと、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○委員 今後、コロナを含めて持続的に考えるとして、労働報酬下限額を定めるというのも一つの考慮要素かなと。現実に即したという形で考慮要素と考えますけども、条例の性格自体が労働報酬の下限額を定めるということですので、業務ですとか、それに応じた相当額ですとか、その実勢額とはまた違うものなのかなと考えております。

○会長 最賃にあんまり近づけると、公契約条例というのはあまり意義がなくなって、1,013円というのは、あろうがなかろうが、罰則付きで払わなきゃいけない額ですから、そういう意味で公契約条例をあえてつくるということは、そこからある程度の幅を持たせるということ、十分説明可能だろうというふうに思います。

それでは、背景となる考え方はいろいろあり得るところでございますが、見習い・手元等の日給の目安としては1万円ということにしたいと思います。

私は、資料等を拝見する限り、おおよそ日給換算すれば1万円ではないかと、現場の軽作業員の求人実態というのはその程度だろうということを踏まえて、また、足立、世田谷、目黒、新宿、これと、ほぼ目安としては同じということで、自治体間の均衡は取れるのではないかと思います。そもそも1,250円から1,300円ということにつきましても、もう少し低くていいというご意見もある中、ご検討いただいた額でもございます。

一応、ある種原案として1,250円というところではいかがかと思いますが、いかがでございますか。

(了承)

○会長 よろしいようでしたら、1,250円にさせていただきたいと存じます。

もう一度、確認をさせていただきます。「上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）」については、「1時間あたりの単価を1,250円とするのが妥当である」ということにさせていただきたいと存じます。

それでは、次に業務委託契約ですね。これは3の指定管理協定にも係る労働報酬下限額になります。これにつきましては、前回の審議会で1時間当たり1,083円というのを答申案としております。

改めまして、皆さんの意見を伺った上で決定したいと存じますが、いかがでございますか。

○委員 この審議会は、来年度以降も継続して審議されるということでございますので、可能であれば附帯意見という形で答申書のほうに書いていただきたいことを3点ほど意見を言わせていただきます。

まず、前にも言いましたが、条例の目的のところの最初に書かれているのが、労働者の適正な労働環境の整備の推進、あるいは公契約の適正な履行、それから公共工事等品質の確保といったところが書かれているということで、住民、区民の福祉の増進に寄与するというのが目的ということでございますので、はっきりそれを大事にした審議が必要なのかなというふうに思っております。そうして考えたときに、この1,083円という金額については、私の意見としては、やはり低いかなと思います。

この条例の第7条の中に、地域の最低賃金、あるいは区に勤務する時間外の職員、報酬その他公的機関が定める基準ということが書かれておりますので、例えば杉並区の会計年度任用職員の時間単価、あるいは杉並区内の実勢額とか民間相場、その他近隣自治体といったところをしっかりと見て判断していくということが必要なかなと思っております。

こちらの計算では、例えば杉並区の高卒初任給の時給換算ですと1,129円、あと近隣自治体ということで、渋谷区で1,118円等と色々なデータがありますので、今年度何か反対するということはありませんが、その課題ということの附帯意見として、こういった水準に引き上げたいという課題認識、

意見ということ、ぜひ附帯意見として、皆さんが納得していただけるのであれば、書いていただけるとありがたいということ。

二つ目は、職種ごとには金額を決めず、一律にすること、それはそれで全然問題ないと思いますが、先ほどコロナの話もありましたし、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる人がおりますので、そういう人たちについても、政策的に例えばプラス50円なのか100円なのか分かりませんが、ある程度、時々に合わせて金額を上乗せしていくということも必要なのではないのかなというふうに考えております。そういったことも検討材料に入れながら、課題として附帯意見として、ぜひ意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

最後、三つ目ですが、時給が上がれば、経営者側としてはなかなか賃金の支払いが厳しくなるというのは、それは当たり前の話で、重々承知しております。

その上で、やはり発注額がしっかり上がっていかない限り、なかなか厳しいという構図であろうと思います。しっかり労働報酬の支払える金額で発注がされるということが非常に重要と思っています。もちろん、区の財政等々あって難しく、いろんな課題はあろうかと認識はしていますが、まず入り口として重要なのではないのかなと考えています。

予定価格については、実際、利益も大事でしょうし、あるいは落札率によって減額されるという部分もあろうかと思っておりますので、そういった部分も考慮しながら、しっかり発注額を決めていただきたい。ぜひ、区側になるということになるかもしれないですけども、重要だとお願いをしたいというようなこと。それに付け加えて、最低制限価格についてもしっかり上げていくというようなことが必要ですので、審議の対象もそこまで拡大する必要があると考えてございます。ぜひ、意見として答申の中に記載していただけるとありがたいです。

○会長 答申中ではなく、議事録にとどめて、来年度以降生かすのはいかがでしょうか。

○委員 できれば、答申に書いていただきたい。意見があったということをしかりと目に触れるということが大事なのかなと思っています。

- 会長 答申という、重くなり過ぎますので、こういうご意見があったということと併せて区のほうにお伝えするというところでよろしゅうございますか。
- 委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 会長 そういうことでよろしいですか。議事録等を確認していただいて、ご意見があったことを確認していただくと、そういうご趣旨でした。
- 総務部長 今、会長がおまとめいただきましたように、金額をダイレクトに紛れのない形で示していただくのがやはり答申であります。問題意識を会長はじめ委員の皆さんで共有をされて、次期答申に生かしていただくことだと思えますので、会長にまとめていただいたように整理していただければと思います。
- 会長 ありがとうございます。
- 次年度に向けてというようなことで、言わば引継ぎ事項ということでご提案がありました。この点について、何かご意見ございますか。
- (なし)
- 会長 よろしければ、議事録にとどめていただいて、次期の委員会に引継ぎという形にさせていただきたいと存じます。
- 審議にご協力を頂戴いたしまして、おおよそ議論も出たかと思えますので、1,083円ということで決定させていただきたいと思えます。
- そこで、再度答申を確認したいと思います。
- まず、2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額。「杉並区職員給料表の（会計年度任用職員（短時間・一般事務補助））を参考に1時間当たりの単価を1,083円とするのが妥当である」。
- 指定管理協定に係る労働報酬下限額。「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である」というふうに決定させていただきました。
- これで、全部ご決定を頂戴したということでございますが、恐縮ですが、改めて答申内容を、決定した答申を作成していただいて、お配りいただいてもよろしゅうございますか。
- 経理課長 ただいま作成をしておりますので、でき次第、席上に配付します。
- 会長 よろしく願い申し上げます。

○経理課長 その間、審議を頂いた決定内容に置き換えたものを投影してございますので、しばらくはこちらでご確認をしていただきたいと思います。

○委員 会長、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほど委員からもありましたが、今後この審議会が来年度以降も継続していく中で、この単価の水準をどう決めたかというのが、例えば去年はどう決めたというのが議論の元になると思いますが、私も今日別途申し上げようと思っておりましたが、果たして軽作業員の何%という表記が設定の根拠とするのかということに関して、実は別の意見を持ってまして、やはり見習い・手元という仕事というのは、アルバイト的要素が多分にある部分です。我々の建設事業所においても、例えば石膏ボードを1日運ぶために採用するアルバイトというのも実際にいます。

そういう方も考えると、そもそも軽作業というのは、確かに軽作業ではあるかもしれませんが、軽作業を主の仕事としてなりわいとしている方の仕事だと思います。だから、当然その方には軽作業ではありますが、長年の経験があるとか、そういったところで軽作業員の公共工事設計労務単価が設定されて支払いがあると思います。

その方の何%というよりは、今回の1,250円の根拠として、どういうところから引っ張ったのかということを来年以降に残していくという意味でも、区職員の給与表のどこか引っ張れるところがないかなというふうに考えていまして、警備が令和2年度1,244円となっております。第2回の審議会で1,250円から1,300円という幅は定められたことで、私どもとしては尊重させていただきたいと思っておりますが、1,250円を定めた根拠としては、この職員給料表から引用したというふうにしていただいたらどうでしょうか。

他の委員からもお話があったので、設計労務単価の何%という決めよりは、ある程度、短期職みたいなのを想定したものを考えていただけると、来年以降、より議論をしやすいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

この間の審議の中で、原案の労務単価との関係でご判断を頂戴し、妥当ということになった経緯がございますので、一つのご意見ですけれども、審議

としてそこを基準にしたという形になりますと、審議としては、そこではしていませんので、一つの根拠としてお示しいただいたというふうに理解させていただきたいと思います。

軽作業員の何%が妥当なのかどうなのか、もっと別のということで、例えば今おっしゃられたのでも、じゃあ警備というのが妥当なのかというと、それはそれで、また一つ議論になってしまうと思います。

○委員 ちよつと違いますよね。

○会長 一応、今回は預からせていただいて、ぜひ、次年度に向けて事務局のほうで、再度その点について、他の公契約条例のある自治体の状況も踏まえて、少し積算根拠については、出発点はもうできたわけですけど、もう一度検討するというのを、先ほどの委員のこと等も含めて、引継ぎ事項とさせていただくということでよろしゅうございますか。

○委員 はい、付記していただければ結構です。ありがとうございます。

○会長 事務局のほう、それでよろしいですか。

○経理課長 そのような決定であれば、そのとおり引き継ぎます。この算定根拠をどうするかというのを私たちに少し研究をする機会が与えられたという理解でよろしいでしょうか。

○会長 申し訳ございませんけど、よろしく願い申し上げます。

(最終答申、追加配付)

○会長 それでは、答申をお配りいただきました。もう既にご確認されたところかと思いますが、一応ご確認ください。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

本日を含めて3回の審議会の中で、様々なご議論、活発な議論を頂戴いたしまして、それぞれのお立場の中で、必ずしも意に沿わない部分が残ったというところではございますが、どうしても労と使ということでございますので、立場の違いがございますので、その点はそれぞれが歩み寄っていただきまして、本日このように、令和3年度における労働報酬下限額について、答申を決定することができました。

皆様につきましては、真摯なご議論を頂戴し、またいろんな点でご配慮を

頂戴したことを私のほうからお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局の白垣総務部長から閉会のご挨拶を頂戴できればと存じます。

○総務部長 皆様、今年度、3回にわたり活発なご議論を頂きまして、本日、答申をまとめていただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日の議論も参考にさせていただきまして、また次年度の答申を円滑に出していただけるように、その参考となる資料、データ等については他自治体の状況なども参考にしながら、お出ししていきたいというふうに存じます。

それから、今年度につきましては、初めての審議会ということとコロナ禍、そしてその影響によって、人事院の勧告、また特別区人事委員会の勧告が遅れたというようなこともあっての、3回の日程設定ということになりました。

コロナについては今後どうなるか分かりませんが、またその状況を見ながら、2年目になるということも踏まえて、会長とご相談の上、次年度の日程は組ませていただいて、いずれにしても十分にご審議が頂けるような環境を事務局として整えてまいりたいと思いますので、また次年度もよろしくお願ひしたいと存じます。本当にありがとうございました。